

2泊3日以上を楽しめる 魅力ある観光地づくり

観光圏整備法による観光地・関係者の連携支援

観光庁 観光地域振興課

「観光圏」とは？

ドイツ南部に南北約350kmにわたって伸びる「ロマンティック街道」。沿線には多くの古城や中世の景観が広がり、実際に訪問した方や、ガイドブックなどでご存じの方も多いでしょう。しかし、ロマンティック街道の素晴らしさは、史跡や景観だけではなく、沿道の地域が一体となったおもてなしやプロモーションが、世界中の観光客を魅了しているのです。

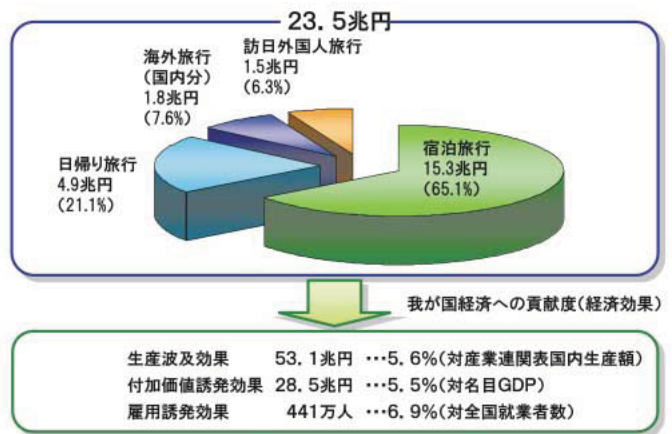
ロマンティック街道のような地域の取組みを支援するのが、これからご紹介する観光圏整備事業の取組みです。

観光圏整備事業は、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」（以下、「観光圏整備法」）に基づき取組みです。観光地同士や、業種の枠を超えた幅広い関係者が連携

して、観光地の魅力を向上させる取組みに対して、補助金や低利融資、規制緩和などの制度で支援を行います。

観光圏整備法は、昨年7月に施行されました。平成19年度の国内観光旅行消費額は、23・5兆円に上っています。宿泊旅行は、このうちの約3分の2に当たる15・3兆円を占めるなど、観光における滞在型の宿泊旅行促進が、地域の経済活動の面でも重要となっています。このため、国内外の観光客の皆様は、移動や宿泊を楽しんでもらい、2泊3日以上滞在型の観光をしてもらうことが観光圏整備法の大きな目標です。

なお、「観光圏」とは、自然、歴史、文化などにおいて密接な関係が認められる観光地を一体とした区域を指し、各地域が連携して自主的に設定するものです。



観光圏整備法の枠組み

観光圏での取組みでは、複数の観光地や幅広い事業者・地域住民・行政など、さまざまな関係者が連携して、地域が一体となったブランドを作り出すことが最も重要です。こうした観点を踏まえ、観光圏整備事業に対する支援を受けるためには、次の2種類の計画を作成する必要があります。

「観光圏整備計画」は、市町村または都道府県が作成するもので、観光圏の区域や、観光圏として目指すブラン

ドの方向性を記載します。観光圏整備計画に基づき、観光圏整備事業を実施しようとする事業者は共同で、「観光圏整備実施計画」を作成し、具体的な事業計画を記載します。観光圏整備実施計画は、国土交通大臣に申請を行うことで、大臣認定を受けることができ、認定を受けることで、観光圏整備事業に対して、各種支援を受けられるようになります。

さまざまな支援制度

ロマンティック街道が日本の観光地と大きく異なる点に、沿道の観光案内所が民営化されているところが挙げられます。民営の観光案内所では、飛び込みで訪れた観光客に対して、希望や予算に応じ、観光コースやレストラン、ホテルなどをセットにして提案し、代金の受け取りまで行っています。さらに、街道沿いの自治体や民間の関係者が協力して、サイクリングロードや景観整備、街道バスの運行なども行っています。こうしたサービスを参考に従来の枠にとられない新しい取組みに挑戦してもらえよう、観光圏整



観光圏整備による観光旅客の滞在の長期化

備法の枠組みでは、次のような各種の支援・補助制度を用意しています。

① **観光圏整備事業補助制度**
民間事業者がソフト事業の観光圏整備事業を行う場合、大臣認定を受けていれば、最大40%の補助金が受けられます。

② **日本政策金融公庫による低利融資**
観光圏内の宿泊施設が、サービス改善のための改修や外装などを行う計画が大臣認定を受けていれば、日本政策金融公庫による特別利率での融資を受けることが可能となります。

③ **旅行業法の特例**
大臣認定を受けた観光圏内の宿泊業者が、所定の届出を行うことで、観光圏内をエリアとする旅行商品の販売代理を行うことができます(観光圏内限定旅行業者代理業)。

農林水産省との連携 (農山漁村活性化法の特例)
観光圏を整備するにあたって、農山漁村と都市との交流を促進することは、滞在型観光の振興にもつながります。こうした考えから、観光圏整備計画を作成し、農林水産大臣に提出した場合、「農山漁村の活性化のための定住等及び

地域間交流の促進に関する法律」(農山漁村活性化法)に基づき活性化計画を提出したとみなされます。これにより、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を受けることが可能となります。こうしたことから、観光圏整備法は、国土交通省と農林水産省の共管となっています。

地域の取り組み
観光庁が発足した平成20年10月には、全国16地域から提出された観光圏整備実施計画について、国土交通大臣による認定を行いました。認定された16の「観光圏」では、地域の自然や文化、歴史を生かした創意工夫あふれる取り組みが行われています。

このうち、北海道の「富良野・美瑛広域観光圏」と、大分・宮崎両県にまたがる「新東九州観光圏」の取り組みをご紹介します。

※ 観光圏整備法について詳しくは、観光庁HPをご覧ください
<http://www.mlit.go.jp/kankochou/shisaku/kankochi/seibi.html>

できるように、アクセス面の改善を目的として、広域でのシャトルバスを運行します。富良野市を中心に、北側の美瑛白金ルート・十勝岳温泉ルートと南側の占冠トマムルートへの3ルートを設定予定で、温泉間や、スキー場と市街地間の移動を確保し、冬の雄大な大雪山系や富良野・美瑛地域の景観も楽しめるものとする予定です。

このほかにも、今年度は観光圏内の入浴施設が連携したパスの発行や、宿泊施設が連携したキャンペーンを実施することになっています。

東九州東方見聞録

〜泉と浦の物語〜

新東九州観光圏
 (大分県別府市、由布市、大分市、臼杵市、津久見市、佐伯市、宮崎県延岡市、七市)

日本一の湧出量を誇る別府温泉(別府市)や、自然景観と個性豊かな宿泊施設で観光客に人気の由布院温泉(由布市)などは、観光圏内でも有数の観光地となっていますが、連泊に課題を抱えています。

一方、日豊海岸沿いの臼杵、津久見、佐伯の各市は、海の恵みを生かした体験メニューが豊富など、「浦」の秘められた魅力が高い反面、認知度に課題があります。

そこで、各地域を結ぶ高速道路網の開通を機に、ビジネス客の多い大分、延岡両市を加え、各地域の魅力を連動させることで、観光客の滞在日数増加を目指しています。「温泉」と「浦」の強みを連携させ、日常生活を忘れさせてくれる「アナログ体験」をブランドイメージとして、それぞれの事業を展開しています。

また、新東九州観光圏では、観光地と食の供給基地を結びつけ、漁業をはじめとする一次産業を元気にするということも併せて目指しています。観光と地域づくりを一体として進めるもの―それが「新東九州観光圏」です。

滞在促進地区アート化事業

湯のまちとしてにぎわう別府市の隠れた魅力を引き出すため、温泉街にある空き店舗や旅館・ホテルの玄関先を改装し、現代芸術の空間に生まれ変わらせる取組みを行っています。

別府市内の商店街の一角では、空き

店舗を改修し、現代アートなどが行えるイベントスペースに衣替えるプロジェクトが進んでいます。イベントスペースでは、ダンス公演なども行われており、多くの人でにぎわうなど、中心市街地の活性化にも一役買っています。

別府を「湯のまち」に加え、「アートのまち」と呼ばれるような仕掛けをすることで、来訪した観光客の皆さんに滞在を楽しんでもらえる工夫を行っています。

観光朝市

「関サバ」「関アジ」を初めとした海の幸が豊富な日豊海岸エリアの秘められた魅力を観光客にもPRしようと、佐伯市などでは、各地の港で行われている朝市を観光客向けにアレンジした「観光朝市」を開催しています。開催日程も、毎週圏域内のどこかで開催されるような調整を行うなど、今まで知られていない魅力に関心を持ってもらう取組みを進めています。



空き店舗を活用したアート展示会 (杜田洋一さん撮影)



活気あふれる観光朝市